

株式会社らくらくクラブの回答

第1 申入書の内容は、当社のらくらくクラブ会則が消費者契約法第9条第1号及び同法第10条に基づき無効であると主張するものです。その要旨は、募集手数料及び集金手数料が「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」が高額であるというものです。

第2 募集手数料について。

1 募集手数料についてですが、当社は、訪問販売員等を採用しており、基本給・出来高給を支払うため、募集手数料が発生します。

これは、別に提出させていただいた株式会社セラマの回答と同じです。なお、募集手数料として販売員に支払う額は、約4万円から6万3000円となっております。

2 割賦販売法の適用がないものですが、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会のモデル約款を参考にして会則を作成しており、その限度額に抑えてあるもので、前記法律に違反するものとは思えません。

第3 集束手数料を一回あたり150円差し引いております。

訪問の集金と振込の集金が存在します。

集金の内、振込手続にあつては、株式会社セラマに業務を依頼し、同社が他業者に業務委託をしていただいております。

本来、負担割合分につき支払いを行わなければならないのですが、当社の性格上現在まで支払いはできておりません。しかし、今後十分検討し、対応をしていきたいと思っております。

京都市中京区西ノ京中御門東町136

株式会社らくらくクラブ

代表取締役 齋藤 武雄

担当 齋藤 吉孝

中京区鳥丸通二条下ル秋野々町529

ヒロセビル5F

京都消費者契約ネットワーク

野々山 宏 様

この郵便物は平成20年10月3日第75455号

書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社



由京又島カ、通二条下ル秋野々町529

(郵便更替物員占付用)ツ

配達日時 10月6日 10時42分頃  
保管期限 10月13日 まで  
配達担当者 遠藤 晃央  
お問い合わせ番号 164-07-75455-4

ヒコセビル5F

消費者契約ネットワーク

野々山 宏 様

配達証明



164-07-75455-4

株式会社 **らくらくクラブ**

京都市中京区西ノ京中御門東町136番地 ☎075-811-1117

代表取締役 斎藤 武雄 担当 斎藤 吉孝



6040847